

## 不落随意契約への移行基準について

平成 29 年 3 月 24 日

### 競争入札

#### 【不落随意契約への移行基準】

最低応札価格と予定価格との差額が、予定価格の概ね 5% 以下  
又は、  
入札執行者が入札の状況から随意契約が可能であると認めたとき

#### <入札の状況から随意契約が可能な例>

	第 1 回 応札①	第 2 回 応札②	下落率 1- (②/①)	予定価格 ③	下落率 1- (③/②)
A 社	23,777,000	21,400,000	10%	20,000,000	7%
B 社	—	—	—	—	—

予定価格との差額が 7% で、通常は不落随意契約に移行しない。ただし、第 2 回と第 1 回の応札金額の下落率が 10% と大きく、次の応札により不落随意契約が可能と認められるとき。

#### ○見積書徴取者

再度の入札で有効な入札を行った者のうち、上記移行基準に該当した者を対象とする。見積書を徴する回数は、2 回までを原則とする。

### 総合評価落札方式

#### 【不落随意契約への移行基準】

最低応札価格と予定価格との差額が、予定価格の 5% 以下

#### ○見積書徴取者

応札価格と予定価格との差額が、予定価格の 5% 以下で最高評価値の者を対象とする。見積書を徴する回数は、2 回までを原則とする。